

1. 件名：除染装置スラッジ回収装置搬入に伴うプロセス主建屋開口部の設置工事に係る面談
2. 日時：令和4年9月29日（木）16時00分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
新井安全審査官
塩唐松係員、高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社（テレビ会議システムによる出席）
福島第一廃炉推進カンパニー 本社 担当2名
福島第一原子力発電所 担当6名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、廃スラッジ回収施設の装置設置に向けた準備工事として計画されている、プロセス主建屋外壁への開口設置工事（以下「本開口作業」という。）について、資料に基づき以下の事項について説明があった。
 - ✓ 屋内ステージの概要・設置方法・耐震評価等について
 - ✓ プロセス主建屋内既設排風機の仕様について
 - ✓ 前回面談時のコメントに対する回答について
 - ✓ 開口部設置後のプロセス主建屋の耐震評価については、今後説明すること
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメントを行った。
 - ✓ 今回の開口部設置作業を行い、プロセス主建屋内の干渉物撤去等を行った後、当該撤去作業時からスラッジ回収までに用いた設備はどうするのか、実施計画上の取扱いを説明すること。
 - ✓ 開口部に設置するシャッターの閉じ込め機能の有無について説明すること。
 - ✓ 現在プロセス主建屋内に設置されている既設排風機を開口部設置後も使用することだが、当該排風機の耐震クラスや必要な負圧度を維持するための設計を説明するとともに、新設しなくてよいとする理由を明記すること。
 - ✓ 開口作業時は、クリーンハウス内で局所排風機を運転し空気をプロセス主建屋内に押し込むとのことだが、プロセス主建屋内の既設排風機との風量バランスが問題ないか説明すること。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：除染装置スラッジ回収装置搬入に伴うプロセス主建屋開口部の設置工事について